

月刊

603
2012年2月号
52巻/2号

登記情報

分かりやすい誌面で登記・供託関連実務をサポート



土地家屋調査士による調査・測量と登記官の実地調査

國吉正和

■座談会■

東日本大震災と土地家屋調査士実務をめぐる法的諸問題

五十嵐欽哉／菅原唯夫／鈴木 修／山野目章夫

オンラインによる供託手続(第1回)

供託手続も登記・供託オンライン申請システムへ 齊藤雄一

成年後見業務における金融機関取引対応の現状

～23年7月期アンケート調査を踏まえて～ 馬場雅貴

任意売却の登記あ・ら・かると(3) 大野静香

表示登記実務研究会報告(第5回)

地積0.00mの土地分筆登記の必要性について 竹内孝至

司法書士・土地家屋調査士のための債権法改正入門講座(第7回・完)

初瀬智彦

相続の登記実務Q&A(7) 青山 修

はじめての新登記・供託オンライン申請手続(第6回・完)

不動産登記のオンライン申請(2) 鈴木一也

登記実務からの考察

【権利登記】「代理人を異にする共同申請事件及び連件申請事件」もオンライン申請で

長谷川 清

【商業・法人登記】株式譲渡と株券交付 小野絵里

【逐条解説】

【供託ねっとー実務から学ぶ供託】(第20回)

●給与債権に対して強制執行による差押え後に滞納処分の差押えが送達された場合の供託について 熊谷よしこ

●最近の土地境界確定判決を散策する(第13回) 山口智啓

●新農地法と司法書士実務(13) 末光祐一

●コンプライアンス道場(第56回) 升田 純

【登記官の目】

●土地の登記申請に対する実地調査についての一考察

●不動産登記掲示板／商業登記掲示板

判決速報 ●最一小決平22・7・8 (原審=東京高判平22・2・24、第1審=前橋地判平21・9・25)

●大分地判平22・1・18



一般社団法人
金融財政事情研究会

株式譲渡と株券交付

登記実務
からの考察

・商業・法人登記・

司法書士 小野絵里

はじめに

近時、中小企業においても、後継者不在の売り手側企業の事業承継対策として、また、買い手側企業の事業拡大の手法として、株式譲渡によるM&Aが行われるケースが散見される。株券発行会社の株式譲渡では、株券の交付が効力要件である（会社法128条1項）。会社法では株券不発行が原則となり、株券発行に関する定款の定めを置いた場合のみ株券発行会社となるものの（会社法214条）、平成18年の会社法施行時に、株券不発行の定款の定めがない株式会社は株券発行会社とみなされている（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律76条4項）。中小企業では、平成16年の商法改正により株券不発行が認められる以前から、実際には株券を発行していない会社が少なくなかったため、株式譲渡を契機に、売り手側企業の株券廃止登記の依頼を受けることが少なくない。今回は、株券発行会社における株式譲渡の対応策に関する基本的な考え方を整理してみたい。

株券交付の必要性

株券発行会社では、株券を交付しなければ株式譲渡の効力が生じない（会社法128条1項）。株券の交付は、現実の引渡し、簡易の引渡し、占有改定又は指図による占有移転のいずれでも差し支えない（民法182～184条、江頭憲治郎『株式会社法〔第4版〕』211頁）。

①会社が株券の発行を不当に遅滞しているような特別の事情がある場合には、株券の発行前になされた株式譲渡が有効と認められる場合があるほか（最高判昭47・11・8民集26巻9号

1489頁）、②自己株式の処分の場合（会社法128条1項ただし書）、③反対株主の株式買取請求権行使、取得条項付株式・全部取得条項付株式の取得等の一定の自己株式取得の場合（会社法786条5項等、170条1項、173条1項）には、株券の交付をすることなく株式譲渡の効力が生じる。なお、合意による自己株式の取得では（会社法156条等）、原則どおり、株券の交付が効力要件である。

株券がない場合の措置

株券発行会社で株券がない場合には、①株券が実際に発行されていない場合、②株券を紛失している場合と考えられる。

1 株券が実際に発行されていない場合

株券発行会社は、株式を発行後遅滞なく株券を交付しなければならない（会社法215条1項）、非公開会社については、株主からの請求があるまでは株券を発行する必要がない（会社法215条4項）。また、一度は株券を発行したものの、その後株券不所持の申出があった場合（会社法217条）、株券が実際には発行されていないことになる（会社法217条4項）。いずれの場合でも、株式譲渡に際して株券を発行し、譲受人（買い手側企業）に株券を交付しなければ、株式譲渡の効力は生じない。

2 株券を紛失している場合

株券を紛失した株主が株式譲渡をするためには、①株券喪失登録手続による株券の再発行、②株券提出手続に伴う異議催告手続、③株券発行の定款の定めの廃止のいずれかの手続が必要となる（武井一浩＝郡谷大輔『会社法・金商法実務質疑応答』167頁）。

(1) 株券喪失登録手続

株券を紛失した株主が株券喪失登録の請求をした場合、会社が株券喪失登録簿にその旨を記載し、株券所持人からの株券喪失登録の抹消請求がなかった場合には、株券喪失登録日の翌日から1年を経過した日に株券が無効となるため、株券を再発行することができる（会社法221条～228条）。紛失した株券のみを無効とできるため、他の株主に影響を与えないという利点があるものの、少なくとも1年の期間を要する点で、株式譲渡を控えている場合には利用しづらいケースも多い。なお、株券は成立した権利を表章する有因証券であり、手形のように原因関係から独立した義務を発生させる無因証券ではないため（江頭・前掲170頁）、法定の手続を行わずに再発行した株券は無効である。

(2) 株券提出手続に伴う異議催告手続

①株式譲渡制限規定の設定、②株式併合、③全部取得条項付株式の取得、④取得条項付株式の取得、⑤組織変更、⑥合併、⑦株式交換、⑧株式移転に伴う株券提出手続（会社法219条）を行う場合、当該手続の効力発生日に紛失した株券を含むすべての旧株券が無効となる（会社法219条3項）。株券を紛失した株主は、旧株券を提出できないため、①～⑧の手続により株主に交付される株式や金銭等の対価を受けることができないものの（会社法219条2項）、当該株主の請求により、会社が3か月以上の期間を定めて公告を行い、期間内に利害関係人からの異議がなければ、当該対価を受けることができる（会社法220条2項）。前述の「(1) 株券喪失登録手続」と比べて手続に要する期間が短いものの、①～⑧の手続を先行して行う必要があるため、紛失した株券の対応策として利用できるケースは限定期である。

(3) 株券発行の定款の定めの廃止

株券発行の定款の定めを廃止する定款変更をした場合、効力発生日に株券が無効となり（会

社法218条2項）、当該日以降の株式譲渡では株券の交付が不要となる。この場合、①定款変更に関する株主総会の特別決議（会社法466条）のほか、効力発生日の2週間前までに、②株券発行の定款の定めの廃止に関する公告及び株主・登録株式質権者への通知をしなければならない（会社法218条1項）。当該登記申請には、①定款変更に関する株主総会議事録（商業登記法46条2項）、②公告をしたことを証する書面（商業登記法63条）を添付する。前述の「(1) 株券喪失登録手続」や「(2) 株券提出手続に伴う異議催告手続」と比べて手続に要する期間が短く、趣旨や目的という点においても合致することから、株式譲渡を控えている場合にも利用できるケースが多いと考える。この場合、株券不発行会社となるため、①眞の株主でない株券所持人から善意無重過失で株式を譲り受けた場合における善意取得（会社法131条2項）の適用がなくなり、また、②株主名簿の名義書換請求時に株券の呈示がなされない結果、株券所持人の権利推定（会社法131条1項）の適用がなくなるため、会社は株主名簿に記載された者を株主として取り扱えば足りるという免責的効力は生じなくなる（江頭・前掲202頁）。

おわりに

前述の方法により、株券を紛失した株主も株式譲渡が可能になるものの、株券が無効となる前に株券を善意取得したものとの権利を無効にすることはできないため、譲渡株式について、譲渡人以外の実質的な権利者が現れるリスクを完全に排除できるものではない。株式の帰属に関する紛争に備える意味でも、中小企業の株主名簿整備を推進していくことは、会社法務に携わる司法書士の重要な役割といえよう。

（おの えり）